

令和2年第3回北本市議会定例会議会報告会
健康福祉常任委員会報告

- 1 審査年月日 令和2年9月8日(火)
- 2 場 所 委員会室2
- 3 出席委員 金森すみ子、日高英城、高橋伸治、渡邊良太、
岸 昭二、松島修一

4 主な議案と審査結果

議案 番号	件 名	要 旨	審査 結果
78	北本市特定教育・保育施設及び特定地域型保育事業の運営に関する基準を定める条例の全部改正について (福祉部保育課)	<p>1 趣旨 特定教育・保育施設及び特定地域型保育事業の運営に関する基準等の一部改正を踏まえ、規定を整備するもの</p> <p>2 内容 (1) 趣旨(第1条) (2) 定義(第2条) (3) 特定教育・保育施設の運営に関する基準(第3条) (4) 特定地域型保育事業の運営に関する基準(第4条)</p> <p>3 施行期日 令和2年10月1日</p>	挙手 全員

(1) 「一部改正でなく全部改正とした理由について」質疑したところ、「条例の内容を簡潔かつ分かり易くするためです。現行の条例では基準府令と同様に、個々の基準について規定しており、基準の詳細が記載されています。また、市で独自基準を設けた場合、基準府令で定める基準と突合しないと、どこが市の独自基準か分かりにくいという状況を引き起こしてしまいます。このような状況を回避するため、全部改正とすることで本条例によって基準府令と同一の基準とするものについて、府令で定める基準をもって条例

で定める基準とすると整理したものです」との答弁がありました。

(2) 「主な改正点について」質疑したところ、「今回の改正は、保育料無償化に伴う規定の整理に関するものです。改正点の一つ目として、施設が利用者負担額の支払いを受けるのは、満3歳未満の保護者からに限るとされることです。二つ目として、利用者負担額に含まれていた満3歳以上の子どもの副食費を実費徴収とし、低所得世帯及び第3子以降の子どもについては徴収免除とされたことです。三つ目として、引き続き教育・保育の提供を受けることができる場合には、地域型保育事業所卒園後の受入れ先確保のための連携施設の確保が不要とされたものです」との答弁がありました。

(3) 「今後、府令が改正された場合、条例改正議案が提出されないので、改正内容等は議会に知らされなくなるのか」と質疑したところ、「従うべき基準の改正にあっては市として判断の余地はありませんので、そのまま市の基準となりますが、参酌すべき基準については、国の基準で市としても問題ないということであれば条例の改正はいたしません。一方で、国の基準と異なる市独自の基準を定める場合には条例改正ということになりますので、改正議案としてお示しいたします。いずれにしましても、大きな改正があった場合は、機会を捉えて情報を提供してまいります」との答弁がありました。

本案に対する討論はありませんでした。

なお、本案に関しては、附帯決議が可決されていますので申し添えます。

議案番号	件名	要旨	審査結果
79	北本市家庭的保育事業等の設備及び運営に関する基準を定める条例の全部改正について (福祉部保育課)	1 趣旨 家庭的保育事業等の設備及び運営に関する基準の一部改正を踏まえ、規定を整備するもの 2 内容 (1) 趣旨 (第1条)	挙手 全員

		(2) 定義（第2条） (3) 家庭的保育事業等の設備及び運営に関する基準（第3条） 3 施行期日 令和2年10月1日	
--	--	--	--

（1）「家庭的保育事業等とは何を指すか」と質疑したところ、「家庭的保育事業と小規模保育事業と居宅訪問型保育事業と事業所内保育事業の4事業を家庭的保育事業等と定義しております」との答弁がありました。

（2）「主な改正点について」質疑したところ、「一つ目は、議案第78号と同様で、引き続き教育・保育の提供を受けることができる場合には卒園後の受け入れ先確保のための連携施設の確保が不要とされたものです。二つ目は、居宅訪問型保育事業の対象者の拡大です。これは、保護者の疾患や障がい等により養育を受けることが困難な乳幼児に対する居宅訪問型保育の実施が可能であると明確化されたものです」との答弁がありました。

本案に対する討論はありませんでした。

なお、本案に関しては、附帯決議が可決されていますので申し添えます。

議案番号	件名	要旨	審査結果
80	北本市国民健康保険税条例及び北本市介護保険条例の一部改正について (健康推進部高齢介護課、健康推進部保険年金課)	1 趣旨 新型コロナウイルス感染症の拡大を踏まえ、国民健康保険税及び介護保険料に係る減免の特例を定めるもの 2 内容 (1) 北本市国民健康保険税条例の一部改正（第1条） (2) 北本市介護保険条例の一部改正（第2条） 3 施行期日等 (1) 施行期日（附則第1項）	挙手全員

		公布の日 (2) 適用関係（附則第2項・ 附則第3項）	
--	--	-----------------------------------	--

(1) 「**条例改正により何が変わるのか**」と質疑したところ、「**現行の条例では、保険税等を減免する場合は、納期限の7日前までに減免に係る書類を提出するものとしていますが、今般の新型コロナウイルス感染症の状況を踏まえ、やむを得ず減免申請ができなかった場合に限り、令和2年2月の納期限まで遡及対応できるよう改正するものです**」との答弁がありました。

本案に対する討論はありませんでした。

◎「議請第2号」について 【別紙2】

本請願審査では、紹介議員及び参考人を招請し審査を行いました。

(1) 「**政府の全世代型社会保障検討会議の中間報告においては、これから大きくなると見込まれる現役世代の負担を軽減するためにもこのような措置をしなければならないとされているがその点の見解について**」質疑したところ、「**根本的問題は少子高齢化問題にあると考えます。一方で、75歳以上の負担が1割から2割になることで、医療にかかれない人や治療を抑制することが懸念され、病気が長期化、深刻化することを危惧しています**」との答弁がありました。

(2) 「**受益者負担の見解について**」質疑したところ、「**医療保険に受益者負担を当てはめてはいけないと思いますし、75歳以上の人も現役時代は働いて保険料を払ってきた背景があるので、75歳以上を切り離す政策は良くないと思います**」との答弁がありました。

本請願に対する討論はありませんでした。

本請願は、挙手少数により不採択とすべきものと決定しました。